

# SMILE

☆ 今月も笑顔(スマイル)でスタート

10月号 Vol.114

## 今月の SMILE

### 2024年の第4四半期が始まります

まいど おおきに！

今年は10月1日から7日までが国慶節の休みのために、10月8日から出社となります。そこで弊誌も今日が配信となります。早いもので、今年も第4四半期に入ってしまった。

日本では、自民党の総裁選挙が終わり、石破茂氏が新しい総裁、そして首相に選ばれました。先月号で弊誌が願っていた“消費税減税！”、“新型インフルエンザ等対策政府行動計画”の撤回！、そしてパンデミック条約反対！”を公約として掲げる候補者はおりませんでした。特に税金に関しては、“増税ゼロ”という公約が精一杯という感じでした。次は10月27日の衆議院の総選挙です！是非、これらを公約として掲げる候補者が選ばれることを期待していきましょう！

そしてパレスチナ自治区ガザを実効支配するイスラム組織ハマスが、イスラエルに対する大規模攻撃を行ってから1年が経ちましたが、戦況は収まるどころか、イスラエル軍は9月28日に、隣国レバノンのイスラム教シーア派組織ヒズボラの最高指導者ナスララ師をイスラエル軍の空爆で殺害しました。一方、ヒズボラを支援するイランはイスラエル各地の標的に200発近くの弾道ミサイルを発射しました。中東が全面戦争に益々近づいた様相になってきています。

そのような中、アメリカ大統領選挙があと1ヶ月を切りました。10月1日には、副大統領候補同士の討論会が、CBSニュース主催で行われました。論戦者は、共和党候補のJ・D・ヴァンス氏と民主党候補のティム・ウォルズ氏です。日本の報道では、互角という結果が多くみられましたが、筆者は、民主党寄りのCBSがモデレーターという環境の中で、ヴァンス氏は冷静かつ知的に対応していたと思います。トランプ氏がなぜ副大統領候補に彼を選んだかがわかったような気がします。また10月5日には、トランプ大統領候補が、7月に銃撃された現場で再び選挙集会を開催し、そこに実業家のイーロン・マスク氏が応援に駆けつけ、有権者の登録と投票率の向上を訴え、真のアメリカ市民ひとりひとりが、選挙に参加するように呼びかけていました。とにかく不安定化する世界を安定に導くリーダーが選ばれることを願うばかりです。

次にロイター通信によれば、中国の財政部は年内に2兆元の特別国債を発行し、調達資金を消費刺激策と、地方政府の債務対策支援に充てられると報じていました。そしてこれに反応したのか、中国株価は上昇しました。中国では巨大な不動産バブルの崩壊が続いており、このまま行けば日本のバブル崩壊のようになってしまう可能性があります。中国の不動産バブル崩壊による損失は、今回の国債発行額である2兆元よりも遥に大きいので、これだけではバブル崩壊に対処できないと思いますが、市場は、中国政府がバブル崩壊に対処するために本腰を入れ始めた兆候とみているのかもしれない。

それでは今月も笑顔(スマイル)でスタートしましょう！



### マクロ経済情報1 CPIとPPI

国家統計局は9月9日に、2024年8月の全国CPI(消費者物価指数)とPPI(生産者物価指数)データを発表した。

#### (1) CPIは前月比で上昇を続け、前年比成長率は拡大した。

8月は、高温や雨天の影響などにより、全国CPIは前月比で季節的に上昇し、前年比も引き続き上昇率が拡大した。

・前月比では、CPIは0.4%上昇し、前月より0.1ポイント低下した。

そのうち、食品価格は前月比3.4%上昇し、前月比2.2ポイント上昇し、CPIを前月比約0.60ポイント上昇させた。食品のうち、夏季の高温や局地的な大雨などの影響を受け、生鮮野菜、生鮮キノコ、生鮮果物、卵の価格がそれぞれ18.1%、9.8%、3.8%、3.3%上昇し、CPIを前月比約0.49ポイント上昇させた。豚肉の生産能力の削減や強気の期待が強いことから、豚肉の価格が7.3%上昇し、CPIを前月比約0.10ポイント上昇させた。非食品価格は前月の0.4%上昇から0.3%下落に転じ、CPIを前月比約0.24ポイント下落させた。非食品では、国際原油価格の変動の影響を受け、国内ガソリン価格が3.0%下落したほか、新学期が近づくとつれて旅行需要が減少し、航空券と観光価格が季節的にそれぞれ5.1%と0.7%下落した。

・前年同月比では、CPIは0.6%上昇し、前月より0.1ポイント上昇した。

そのうち、食品価格は前月比2.8%上昇し、CPIの前年比上昇に約0.51ポイント影響した。食品のうち、生鮮野菜価格は21.8%上昇し、前月比18.5ポイント上昇。生鮮果物価格は前月の4.2%下落から4.1%上昇。豚肉価格は16.1%上昇したが、前年同期の高値比較ベースにより、前月比上昇率は4.3ポイント低下。卵、食用油、牛肉、羊肉、ジャガイモの価格は4.0%~14.5%下落。非食品価格は0.2%上昇し、前月比0.5ポイント低下し、CPIの前年比上昇に約0.13ポイント影響した。非食品のうち、工業用消費財は前月の0.7%上昇から0.4%下落し、そのうちガソリン価格は前月の5.3%上昇から2.7%下落した。ガソリン車は6.4%下落し、下落幅は小幅拡大した。家庭用日用品、室内装飾品、漢方薬材料は1.1%から6.9%の間で上昇し、上昇率はいずれも低下した。サービス価格は0.5%上昇し、上昇率は0.1ポイント低下し、そのうち医療サービス、教育サービス、家事サービスはそれぞれ1.9%、1.7%、1.6%上昇した。航空券とホテル宿泊料金はそれぞれ11.9%と3.6%下落した。

#### (2) PPIは前月比、前年比ともに下落した。

8月は、市場の需要不足や一部の国際バルク商品の価格下落などの影響を受け、PPIは前月比、前年比ともに低下した。

・前月比で見ると、PPIは0.7%低下し、前月より0.5ポイント低下した。

そのうち、生産手段価格は1.0%下落し、下落幅は0.7ポイント拡大した。消費財価格は2か月連続で横ばいだった。エネルギー消費量の多い産業の価格下落がPPIの前月比下落の主な原因であり、そのうち、鉄製錬・圧延加工業は4.4%下落、非鉄金属製錬・圧延加工業は2.3%下落、石油・石炭・その他燃料加工業は2.0%下落、化学原料・化学製品製造業は0.9%下落、非金属鉱物製品業は0.7%下落した。石炭採掘・精錬業は1.2%下落した。一部の技術集約型産業の価格が上昇し、そのうち航空機製造業は2.1%上昇、産業用ロボット製造業は0.8%上昇、コンピュータ完成機械製造業は0.4%上昇した。消費財製造業では、文化・教育・芸術・スポーツ・娯楽用品製造業と農業・副業食品加工業の価格がそれぞれ0.2%と0.1%下落し、繊維・服装・アパレル業の価格は横ばいだった。

・前年比では、PPIは1.8%低下し、前月より1.0ポイント低下した。

そのうち、生産手段価格は2.0%下落し、下落幅は1.3ポイント拡大した。消費財価格は1.1%下落し、下落幅は0.1ポイント拡大した。主要産業のうち、鉄鋼製錬・圧延加工業は8.0%下落、非金属鉱物製品業は5.1%下落、農業副産物食品加工業は4.0%下落、石油・天然ガス採掘業は3.3%下落、石油・石炭・その他燃料加工業は3.0%下落、電気機械・設備製造業は3.0%下落、自動車製造業は2.2%下落、化学原料・化学製品製造業は1.2%下落した。上記8つの産業は、前年比でPPIの下落に約1.47パーセントポイント影響し、前月と比較してPPIの下押し幅は0.74パーセントポイント拡大した。非鉄金属製錬・圧延加工業の価格は7.6%上昇し、文化・教育・芸術・スポーツ・娯楽用品製造業の価格は4.9%上昇し、化学繊維製造業の価格は0.8%上昇し、鉄道・船舶・航空およびその他の輸送機器



製造業の価格は0.6%上昇した。

## マクロ経済2 輸出と輸入

今年1～8月までの8か月間で、商品の輸出入は6%増加した。

9月10日の税関統計によると、今年1～8月の中国の貨物輸出入総額は28兆5,800億元で、前年同期比6%増となった。そのうち、輸出は16兆4,500億元で6.9%増、輸入は12兆1,300億元で4.7%増、貿易黒字は4兆3,200億元で13.6%増となった。

今年1～8月までの8か月間で、ASEANは最大の貿易相手国となり、貿易総額は4.5兆円で10%増加し、対外貿易総額の15.7%を占めた。EUは第2位の貿易相手国となり、貿易総額は3.72兆円で1.1%増加した。米国は第3位の貿易相手国となり、貿易総額は3.15兆円で4.4%増加した。同じ期間、中国と「一带一路」建設参加国との輸出入総額は13.48兆元に達し、7%増加した。

中国は1～8か月間で機械・電気製品を9兆7,200億元輸出し、8.8%増加し、中国の輸出総額の59.1%を占めた。そのうち、自動データ処理装置及びその部品、集積回路、自動車、携帯電話が増加した。具体的なデータによると、自動データ処理装置及びその部品の輸出は9,423.8億元で、11.6%増加した。集積回路の輸出は7,360.4億元で、24.8%増加。自動車の輸出は5,408.4億元で、22.2%増加した。携帯電話の輸出は5,143.7億元で、0.5%増加。同期間の労働集約型製品の輸出は2.8兆円で、4.2%増加した。

中国の鉄鉱石、石炭、天然ガスの輸入は増加し、原油の輸入は減少した。同期間の機械・電気製品の輸入は4兆4,900億元で、10.4%増加した。そのうち、集積回路は3,580億個で、14.8%増加し、金額は1兆7,400億元で、14%増加した。自動車は47万8,000台で、1.8%減少し、金額は1,936億1,000万元で、6.6%減少した。

## 法務情報

### 新会社法の遡及効(下)



#### 一. はじめに

新「会社法」(以下「新法」という。)の遡及効の有無という問題について、我々は「新会社法の遡及効」と題する拙稿を用意し、これは上下2編からなる。上編では主に、新法の遡及効に関する概説と「会社法時間的効力規定」1条から3条により確立された「有利遡及規則」の逐条解説を行ったが、下編の本稿では4条から7条について詳細に解説する。

#### 二. 「会社法時間的効力規定」の逐条解説

##### 第4条 追加された空白遡及規則

##### 1. 基本規則

民商事裁判の分野においては、一定の事項について旧法が規定を設けておらず、これに対し、新法が理論的研究の成果と裁判実務の経験の総括に基づいてそれに関する明確な規定を定めているときは、人民法院による新法の規定の適用が可能とされ、これは通常、「空白遡及」又は「追加遡及」と呼ばれている。その合理性は、当事者の信頼の利益と合理的な期待を害することが一般的になく、また、裁判の尺度を統一し、社会秩序を安定させる役割を果たすことに存する。

「会社法時間的効力規定」4条は、「会社法施行前の法律的な事実に起因する民事紛争事件について、当時の法律及び司法解釈に規定がなく、会社法が定める次の事情が存するときは、会社法の規定を適用する」と定めている。

##### 2. 具体的適用

「会社法時間的効力規定」4条によると、次の6つの事情のいずれかが存するときは、「空白遡及」が可能となる。

- (1) 出資期限未到来株式を譲渡した場合における譲渡人と譲受人の責任: 新法は88条1項を追加して、出資期限の到来後に譲渡人が引き続き出資責任を負うことの可否を明確に定め、(i)株式の譲受人が出資責任を負い、

(ii)株式の譲渡人は補充責任を負い、譲渡人の責任は二次的で、譲受人が出資責任を負うことができない場合に譲渡人による責任負担が必要になるものとした。この条項は、譲渡した株主と譲り受けた株主の意思を尊重し、市場の効率を十分に実現すると同時に、出資の真の払込みと株式の自由な譲渡との均衡を最大限に実現することから、「空白遡及」を行うことができる。

- (2) 有限責任会社の株主による新規導入された「出資引揚権」行使の事由：出資引揚権は、実務においては異議株主株式買戻請求権とも呼ばれ、当該制度の中心的な目的は、法律の規定に適合する状況の下、株主が会社に対して株式の買戻しを請求する方法により会社から撤退する目的を達成しうることである。新法 89 条 3 項は、「株主の抑圧」を「出資引揚権」行使の事情の 1 つとして追加し、また、同条 4 項は、会社においては買戻し後 6 か月以内に法に従って株式の譲渡又は消却をしなければならないことを明らかにした。これは、一面において小株主による権利行使の事由の拡張であり、他面においては、会社が買戻し後に行うべきことに関する更なる指導でもあり、したがって、「空白遡及」を行うことができる。
- (3) 株式会社の株主の「出資引揚権」：新法は 161 条を追加し、有限責任会社の株主が権利を行使する 3 つの特定の事由（合併・分割を除く。）を株式会社にも導入し（株式の公開発行をする会社への適用はない。）、株式会社の株主の保護を強化していることから、「空白遡及」を行うことができる。
- (4) 「事実上の董事」の規則：新法が厳密化した 180 条 1 項・2 項及び新法が追加した 180 条 3 項に対応する。事実上の董事とは、名目上は董事ではないが実質的に董事である者をいい、会社による選出・任命を経っていないものの、公然の行為又は行為の外観において董事の権限の直接的な行使を明確に示している者である。新法は、一面において忠実義務及び勤勉義務の具体的な内容を厳密化し、他面において特に事実上の董事の規則を追加し、「双控人」（会社の支配株主及び実質的支配者）が事実上の董事であるときは、忠実義務及び勤勉義務も存在することを明らかにした。  
これは、新法が「双控人」の責任を強化する改正の目的と一致しており、したがって、「空白遡及」を行うことができる。
- (5) 「影の董事」及び「影の管理職」規則：新法が追加した 192 条に対応する。影の董事とは、名目上の董事ではなく、董事の権限を直接に行使することもないが、影のように董事の背後に位置し、董事によるその権限の行使を遠隔操作し、支配する者をいい、影の管理職も同様である。新法は、共同権利侵害の理論に基づいて、「双控人」が董事又は管理職に指示して行った行為が権利侵害行為であるときは、董事・管理職との共同権利侵害が成立し、連帯責任を負うものと定めた。これは「双控人」の責任の強化に役立つことから、「空白遡及」を行うことができる。
- (6) 包括条項：これは「空白遡及」の包括条項であり、「当事者の合理的な期待からの乖離」は「民法典時間的効力規定」3 条に既に現れている。当事者の合理的な期待とは、この新法により追加された規則は過去の合理的な経験・方法に対する立法上の確認であり、法律の発展の傾向と方向に合致し、公平・正義の基本的要求に合致していることをいうものでなければならない。これについては、司法実務による総合的な判断が必要となる。

## 第 5 条 厳密化された遡及適用規則

### 1. 基本規則

「空白遡及」と異なり、「厳密化遡及」とは、旧法に規定はあるものの、原則的な内容にとどまり、新法がより厳密に規定していることをいう。このような事情の下、新法を適用して道理を説く場合と新法を直接に適用する場合とを比較したとき、効果において本質的な差異はないことから、新法を遡及適用することができる。

「会社法時間的効力規定」5 条は、「会社法施行前の法律的な事実起因する民事紛争事件について、当時の法律又は司法解釈に原則的な規定があり、会社法が具体的な規定を定める次の事情が存するときは、会社法の規定を適用する」と定めている。

### 2. 具体的適用

「会社法時間的効力規定」5 条によると、次の 4 つの事情のいずれかが存するときは、「厳密化遡及」が可能となる。

- (1) 株式会社の株式の譲渡：新法 150 条は、株式会社においては定款により株式の譲渡を制限しうることを明らかにした。これは旧法と矛盾せず、更なる具体化にとどまることから、「厳密化遡及」を行うことができる。
- (2) 監事の忠実義務：新法は、原則的な内容にとどまっていた監事の忠実・勤勉義務を具体化していることから、「厳密化遡及」を行うことができる。これは主に 2 つの面で体现され、第 1 に、新法が 181 条の「絶対的禁止行為」を列挙する際に「監事」を主体として追加し、第 2 に、新法 182 条から 184 条は「実施行為の制限」を定め、違法な関連取引、会社の商機の不当な取得、経営制限の同種業務等を含む。監事がこれらの行為の実施にあたり適法な手続を経ないときは、新法に基づいてその責任を追及しなければならない。
- (3) 董事・管理職が会社の商機を不当に取得し、制限された同種業務の運営をする責任：新法 183 条・184 条は旧

法 148 条の規定を厳密化していることから、「厳密化遡及」を行うことができる。具体的に、新法は、第 1 に、董事・管理職が商機を利用し同種業務の運営をすることができるか否かについて、株主会(株主大会)の「同意」には「報告」+「決議」の 2 段階が含まれなければならないこと、第 2 に、定款においては、報告を受け決議を行う主体が董事会であるか株主会であるかを定めることができ、旧法に定める株主会(株主大会)に限定されないこと、第 3 に、「会社の商機の不当な取得」について、会社によるその機会の利用が確実に不可能なときは(例えば相応の資質に適合しないときは)、董事・管理職において利用することができることを明らかにした。

- (4) 関連関係及び関連取引の定義:新法 182 条は、第 1 に、関連取引の形式の明確化には「直接又は間接に自社と契約を締結し、又は取引を行う」ことが含まれ、第 2 に、関連取引は絶対的に行いえないものではないが、そのためには「報告」及び「決議」の手続が必要となり、第 3 に、董事・管理職の近親者、自己又は近親者が実質的に支配する企業その他関係者は「関連取引」の規制対象となるものと定めた。これは関連取引を十分に規制し、主体の責任を強化するのに役立つことから、「厳密化遡及」を行うことができる。

## 第 6 条 清算責任の法律の適用

### 1. 立法の変化

新法 232 条は、清算義務者、清算組構成員及び清算責任を統一し、(i) 董事が清算義務者であり、(ii) 董事は清算組構成員であり、会社定款又は株主会決議において別に定めることもでき、(iii) 清算義務者が清算義務を速やかに履行せず、会社又は債権者に損害を与えたときは賠償責任を負わなければならないことを明確に定めた。

### 2. 遡及効に関する理解

「会社法時間的効力規定」6 条は、清算を行わなければならない法律上の事実が発生した時点に基づき、次の 3 つに分けて定める。

- (i) 2024 年 6 月 15 日まで:清算責任により紛争が発生したときは、当時の法律又は司法解釈の規定を適用する。  
既述のように、当時の司法解釈によると、清算責任は、有限責任会社の株主、株式会社の董事及び支配株主並びにこれらの会社の実質的支配者が負わなければならない。
- (ii) 2024 年 6 月 16 日から 6 月 30 日まで:新法 232 条の規定を適用しなければならず、清算責任は董事が負う。また、董事が清算義務を履行する期間は、2024 年 7 月 1 日から改めて起算される。
- (iii) 2024 年 7 月 1 日以後:新法 232 条に従って確定する。

## 第 7 条 既判力が遡及効に優越する規則

この規定によると、新法前に終結した事件は、再審時に旧法のみが適用され、新法は一切適用されない。したがって事件がまだ審理中であるときは、「会社法時間的効力規定」に基づいて過去に遡る可能性がある。

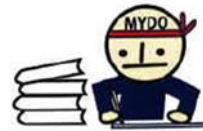
### 三. おわりに

「会社時間的効力規定」の逐条解説を通じて、新法の時間的効力の大原則は依然として一貫した「法の不遡及」を堅持していることに注意を払うべきであり、今回の司法解釈は、遡及効を有する特殊な事情を明確に列挙することによって、論争の発生をできるだけ回避することを望んでいる。また、新旧の法律の整合については、明確な規範の条文を必要とするだけでなく、その後における司法実務の継続的な模索と検証も待たなければならない。

情報提供 金杜法律事務所







### 企業事業単位の組織変更・再編に関する印紙税の公告

企業、事業単位の組織変更・再編支援を目的として、財政部と国家税務総局は共同で、2024年8月27日に、「企業の組織変更・再編及び事業単位の再編に関する印紙税の公告」(財政部 税務総局公告 2024年第14号)を発表しました。主な内容は次の通りです。

#### 一、営業帳簿に関する印紙税

- 1、企業及び事業単位の組織変更・再編により新しく企業を設立した際、その新企業の営業帳簿に記載された払込資本金(株式)、資本剰余金の合計金額を新たな基とし、既に印紙税を納付した部分については納付する必要はない。未納付部分とその後新たに増加した部分に関しては、規定に基づき印紙税を納付する。
- 2、企業債権の出資持分転換により新たに増加した払込資本金(株式)、資本剰余金の合計金額に対して、規定に従い印紙税の納付対象となる。ただし、国務院の批准により実施された再編プロジェクトにおいて発生した債権の出資持分転換について、債務者が債務が資本に転換することにより増加させた払込資本金(株式)、資本剰余金の合計金額に対しては印紙税納付を免除する。
- 3、企業及び事業単位の組織変更・再編過程における評価によって増加した払込資本金(株式)、資本剰余金の合計金額は、規定に従い印紙税の納付対象となる。
- 4、企業はその他会計勘定科目に記載された資金を払込資本金(株式)もしくは資本剰余金に振り替えた場合、規定に基づき印紙税を納付する。

#### 二、各種課税契約に関する印紙税

企業及び事業単位の組織変更・再編前に締結したが、履行を完了していない各種の課税契約は、再編後の主体が元契約の権利と義務を承継し、かつ元契約の税金課税根拠を変更していない場合、再編する前に印紙税を納付した場合は、印紙税の再納付は必要ない。

#### 三、財産権譲渡文書に関する印紙税

企業の組織変更、合併、分立、破産清算及び事業単位再編における財産権譲渡文書に対して、印紙税納付を免除する。

県級以上の人民政府又は国有資産管理部門が規定に基づき行う行政的措置で、土地使用権・建屋などの建築物と構築物の所有権・持分転換における財産権譲渡文書については、印紙税納付を免除する。

同一投資主体内の土地使用権・建屋などの建築物と構築物の所有権・持分転換における財産権譲渡文書は、印紙税納付を免除する。

#### 四、政策の適用範囲について

1. 本公告でいう企業の組織変更とは、具体的には非公司制企業が有限責任公司または株式有限公司への転換、有限責任公司が株式有限公司への転換、株式有限公司が有限責任公司への転換を含む。それに、元企業の投資主体が存続し、変更後の会社に保有する持分(株式)の比率は75%を超え、かつ変更後の会社は元企業の権利、義務を継承する。
2. 本公告でいう企業の再編とは、合併、分割、その他の資産または株式出資・転換、債務再編などを含む。
3. 本公告でいう投資主体の存続とは、元の企業の出資者が組織変更・再編後の企業でも存続することを指し、出資者からの出資比率の変更は認められる。
4. 本公告でいう事業単位の再編とは、事業単位が国の関連規定に基づき企業に再編され、元の出資者が存続し、かつ再編後の企業における出資(持分・株式)比率が50%を超えることを指す。

本公告の施行期間は2024年10月1日から2027年12月31日までである。「企業再編過程における印紙税政策に関する通知」(財税「2003」183号)は同時に廃止する。

### 全国人民代表大会常務委員会による法定退職年齢の段階的延長に関する決定

2024年9月13日、第14期全国人民代表大会常務委員会第11回会議で、「全国人大常委会关于实施渐进式延迟法定退休年龄的决定」(以下、当該決定とする)が採択された。

当該決定の目的は、中国の人口発展の新たな状況に適応し、人的資源を十分に開発・活用するためとなっている。

その骨子は、

- ・男性と女性の従業員の法定定年年齢の延期を同時に開始する。延期は15年間かけて、男性従業員の法定定年年齢を60歳から63歳に、女性従業員の法定定年年齢を50歳と55歳からそれぞれ55歳と58歳に段階的に延期する。
- ・当該決定は2025年1月1日より施行される。

そして当該決定の実施のために、国務院による法定退職年齢の段階的延長に関する措置(国务院关于渐进式延迟法定退休年龄的办法)(以下、当該決定措置とする)が策定された。

- ① 2025年1月1日より、当初の法定定年年齢が55歳である男性従業員と女性従業員の法定定年年齢は、4か月ごとに1か月ずつ延期され、段階的にそれぞれ63歳と58歳に延期される。当初の法定定年年齢が50歳である女性従業員の法定定年年齢は、2か月ごとに1か月ずつ延期され、段階的に55歳に延期される(第一条)。
- ② 2030年1月1日より、従業員が月払い基礎年金を受け取るための最低納付期間は、15年から20年に段階的に延長され、毎年6か月ずつ増加する。法定退職年齢に達したが最低納付期間に達していない従業員は、規定に従って納付期間を延長するか、一時金を支払うことで最低納付期間に達し、月払い基礎年金を受け取ることができる(第二条)。
- ③ 最低支給期間に達した従業員は、自主的に柔軟に退職を繰り延べることができるが、最長繰り延べ期間は3年を超えず、退職年齢は元の法定退職年齢である50歳、女性従業員は55歳、男性従業員は60歳を下回ってはならない。従業員が法定退職年齢に達した場合、雇用者は、従業員が法定退職年齢に達し、雇用者と従業員が合意に達した場合、最長延期期間が3年を超えない範囲で柔軟に退職を延期することができる(第三条)。
- ④ 雇用主は、法定退職年齢を超えた労働者を雇用する場合、労働者が労働報酬、休息と休暇、労働安全衛生、労働災害保険などの基本的な権利と利益を享受できるようにしなければならない(第六条)。
- ⑤ 国は年次有給休暇制度を改善する(第六条)。
- ⑥ 失業保険受給者で、法定退職年齢まで1年未満の者については、失業保険受給期間を法定退職年齢まで延長する。法定退職年齢の段階的延期期間中、失業保険基金は規定に従って年金保険料を支給する(第七条)。





ナニワのおっちゃん経営道！  
《新コーナー》 社会人・企業人としての「ものの見方・みえ方」について語る！

## 第 102 回 ： 「“目標必達スケジュール”の描き方 を教えます！」

今回は、随分事務的なタイトルになりました。

しかし、企業にとっても、個人にとっても、目的・目標を持つことは、大切なことだし、その必達法を知ること、大事なことです。

例えば、“へぼ会社” の一般的な「スケジュール表の設定項目」は、「目的項目」②「担当」③「完了時期」だけ、これでは、「プロセス(経過)・チェック」ができません。この“へぼ会社”の社長さんは、「完了時期」の間近になって、ようやく、担当者のところへやってきて、「おい！ もうそろそろ出来上がるか！？」と聞きに来られるのでしょ。ところが、部下は、”あ、すみません、忙しかったので・・・、とか”思ったより、難しかったので・・・”と、できなかった言い訳ばかり！このように、「プロセス(経過)・チェック」ができないと、結局、“へぼ会社”は、期日が目前に迫った仕事を、慌てふためいて、また一から計画し始める事でしょう。

そこで、“ほんまにやる気”の「スケジュール表」の設定項目を紹介しましょう！

“やる気会社”の「スケジュール表の設定項目」は、「目的項目」②「課題展開」③「作業項目」④「作業担当」⑤「作業期日」⑥「他項目との日程上の関連づけ」・・・となるのです。

これだと、個人個人の課題ごとのチェックが、日々可能となります。だから、進度のずれや、新たな問題点の把握が早期に可能で、その対処も早め早めに可能となり、気を抜くことなく完了まで推進できるのです。

同じ計画を立てるなら、“やり切る計画”を策定し、そして、やり切つてこそ、やりがいも生まれ、次の課題への意欲も出てくるのです。

是非、トライしてみてください！

お問い合わせは  
MYDO まで!!



(お問い合わせ先)

上海滿意多企業管理諮詢有限公司

〒200336 上海市長寧区 延安西路 2201 号

上海國際貿易中心 610 室

TEL: +86-21-6407-0228 FAX :+86-21-6407-0185

E-mail: [info@shmydo.com](mailto:info@shmydo.com) URL: <http://shmydo.jp>